

3. 社会資本整備等

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 公共投資における効率化・重点化と担い手確保</p> <p>【指標】 i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す</p> <p>また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す</p>	<p>○ICT土工の累積件数(国及び地方公共団体)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大</p>	<p>1. ICTの活用 (i-Constructionの推進)</p>
	<p>○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。</p>	<p>2. インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進)</p>
	<p>○4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：毎年度増加(国・都道府県※)、毎年度増加(市区町村) [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※2019年度の改革工程表において、地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する国・都道府県の割合を100%とする目標年度を設定する。 【参考】H30.5時点の参加団体割合 国・都道府県：84%、市区町村：51%</p>	<p>3. 施工時期の平準化 (i-Constructionの推進)</p>
	<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2019年度を目途に100%</p> <p>○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2019年度までに100%</p> <p>○建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：2023年度末まで全ての建設技能者が加入</p> <p>○女性技術者・技能者数：2019年を目途に2014年比で倍増</p>	<p>4. 中長期的な担い手の確保</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 公共投資における効率化・重点化と担い手確保</p> <p>【指標】 i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す</p> <p>また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す</p>	<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p>	<p>5. 重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化</p>
	<p>○包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数：2020年度末までに20者</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p>
	<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2020年頃までに20%</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2000者</p>	
	<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%</p>	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p>
	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p>
		<p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p>

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 PPP/PFIの推進</p> <p>【指標】 2013年度～2022年度の10年 間でのPPP/PFIの事業 規模（契約期間中の総収入） 21兆円を目指す</p>	<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公 的不動産利活用事業の導入件数：「PPP /PFI推進アクションプラン」に定める 目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/ PFI事業の検討を実施した団体数：2019 年度末までに47団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）を活用してPPP/P FI事業の導入可能性調査等を実施した地 方公共団体数：2018年度～2020年度に200 団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）に参画する地方公共団 体数：2018年度～2020年度に600団体</p> <p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/ PFI事業の検討を実施した団体数：2019 年度末までに47団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）を活用してPPP/P FI事業の導入可能性調査等を実施した地 方公共団体数：2018年度～2020年度に200 団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）に参画する地方公共団 体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/PFI推進アク ションプランの推進</p> <p>11. 優先的検討規程の策定・運 用</p> <p>12. PPP/PFI推進のため の地方公共団体への支援</p>

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 人口減少時代に対応したまちづくり</p> <p>【指標】 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを目指す</p>	—	—	13. スマートシティの推進
	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	14. 立地適正化計画の作成・実施の促進
	<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※地域交通フォローアップ・イノベーション検討会の結論を踏まえ適宜修正</p>	<p>○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件</p>	15. 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進
	<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p>	16. 都市計画道路の見直し

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 人口減少時代に対応したまちづくり</p> <p>【指標】 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを旨す</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2017年から2022年までで約500億円</p> <p>○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件</p> <p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件</p> <p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p>
	<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	
	<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	
	<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p>
	<p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	
	<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	
	<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	
	<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○新たな制度の下で林地の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割</p>	

公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	1 ICTの活用（i-Constructionの推進） 建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進する。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。	橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスにICT活用の対象を拡大する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。《国土交通省》	港湾工事における基礎工・ブロック据付工等にICT活用を拡大する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。	各種マニュアル・手引きを改正し、現場でのICTの活用を促進する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。	○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大	○ICT土工の累積件数（国及び地方公共団体）：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>2 インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）</p> <p>官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラットフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化の徹底大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、AI等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。</p> <p>〔 データプラットフォーム 〕</p> <p>〔 研究開発の推進 〕</p>	<p>社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》</p> <p>官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2018年度はインフラ・データプラットフォーム構築に対して予算を配分）《内閣府》</p>	<p>試行したインフラデータプラットフォームをアセットマネジメントや施工管理の高度化等に活用する。</p> <p>制度創設3年後となる2020年度末までに中間評価を実施する。</p>	<p>気象・防災データや交通・物流データ等の様々なデータと連携し、AI等の活用に施工や維持管理の高度化、民間や自治体のデータとの連携による都市や地域の課題解決への活用を目指す。</p> <p>中間評価を踏まえ、必要な見直しを行い、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の活用を更に推進する。</p>	<p>○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。</p>	<p>○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>3 施工時期の平準化（i-Constructionの推進） 公共工事の施工時期について、年度を通じた平準化の取組推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。</p>	<p>国においては、国庫債務負担行為の積極的な活用を推進し、地方公共団体においては、発注者見通しの統合・公表に参加しない団体に対し、参加を要請する。《国土交通省》</p>	<p>国においては国庫債務負担行為の積極的な活用を引き続き推進し、地方公共団体に対しては、先進的な取組をまとめた平準化の取組事例集の拡充を図る。</p>	<p>国庫債務負担行為の継続的な活用、地方公共団体に対しては、各団体の平準化の状況を踏まえ、取組の要請を強化する。</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：毎年度増加（国・都道府県※）、毎年度増加（市区町村） [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※2019年度の改革工程表において、地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する国・都道府県の割合を100%とする目標年度を設定する。 【参考】H30.5時点の参加団体割合 国・都道府県：84%、市区町村：51%</p>	<p>○4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>4 中長期的な担い手の確保</p> <p>長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。</p> <p>〔 技能労働者の処遇改善 〕</p> <p>〔 働き方改革 〕</p> <p>〔 人材育成 〕</p>	<p>下請負人まで社会保険加入を徹底し、着実に法廷福利費を行き渡らせるため、社会保険制度に関する説明会等を開催する。《国土交通省》</p> <p>週休2日制や長時間労働の実態把握を行い、現場労働時間の短縮・平準化につながる環境整備等を通じた働き方改革を推進し、担い手の入職・定着を推進する。《国土交通省》</p> <p>「建設キャリアアップシステム」の円滑な運用と周知・普及を図るとともに、職種毎の特性に応じた建設技能者の能力評価基準づくりを促進するための説明会等の開催する。《国土交通省》</p> <p>女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（H26.8策定）の総括、新計画の策定を行う。《国土交通省》</p>	<p>社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みの運用状況等を踏まえ、必要な対策を検討し実施する。</p> <p>「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知・徹底、及び必要に応じた改訂を実施する。</p> <p>システムの加入促進を図るとともに、能力評価基準の普及・拡大に向けた取組を実施。</p> <p>各地域や業界団体での自主的な取組を促すため、策定した新計画の周知を行うとともに、新計画に基づく取組を実施する。</p>	<p>引き続き、社会保険加入の徹底・定着を図っていくための取組を推進する。</p> <p>関係制度の改正を見据え、必要な対策を講ずる。</p> <p>システムの更なる加入促進を図るとともに、建設技能者の能力評価制度の構築等を通じた処遇改善の促進。</p> <p>引き続き、女性活躍を推進するため新計画に基づく取組を推進する。</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2019年度を目途に100%</p> <p>○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2019年度までに100%</p> <p>○建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：2023年度末まで全ての建設技能者が加入</p> <p>○女性技術者・技能者数：2019年を目途に2014年比で倍増</p>	<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	5 重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化 2020年のインバウンド目標（4000万人）の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。					
	[ストック効果の評価手法の検討]	事業実施後に、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための指標等を用いて、定量的・客観的に効果を把握するとともに、事業の改善点等の工夫・教訓をアーカイブ化し、これらの知見をPDCAサイクルに活用。《関係省庁》	ストック効果の把握の検討、アーカイブ化等の取組を行う。	引き続き、ストック効果の把握の検討、アーカイブ化等の取組を行う。	○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%	○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ
	[公共事業における事業評価]	評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事業評価を実施する。《関係省庁》	事業主体における効率的な評価が行われるよう、より一層充実した評価手法の検討を進める。	引き続き、事業主体における効率的な評価が行われるよう、より一層充実した評価手法の検討を進める。		
[地方公共団体が行う交付金事業に関する評価の検討]	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の「見える化」など、政策目的の実現性を評価する取組を検討する。《関係省庁》	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、政策目的の実現性を評価する取組を推進するとともに、自治体における活用状況をフォローアップする。	引き続き、地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、政策目的の実現性を評価する取組を推進するとともに、自治体における活用状況をフォローアップする。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	6 効率的・効果的な老朽化対策の推進 長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応する。					
	〔 自治体の体制強化 〕	管理者、担い手、地域にとってメリットを享受できる三方よしを実現するため、包括的民間委託・共同処理に係る適切な実施方法を検討する。《国土交通省》	包括的民間委託・共同処理を促進するため、地方自治体を対象とした勉強会等を開催する。	取組事例の横展開等により、地方自治体の包括的民間委託・共同処理の実施を更に促進する。	○包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数：2020年度末までに20者	○包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 新技術の導入促進 〕	インフラメンテナンス国民会議等における現場検証試験・実装化等の支援、自治体に対する新技術紹介などにより、メンテナンス分野での新技術の導入を促進する。《国土交通省》	2019年から現場試行を予定している「インフラ維持管理における革新的技術の導入加速化・横断的展開事業」での試行結果を評価・横展開し、広域的・自治体横断的な新技術導入も促進する。	これまでの現場での実施状況を踏まえ、標準化可能な新技術は標準化を図り、メンテナンス分野での更なる新技術導入を促進する。	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2020年頃までに20%
〔 インフラメンテナンス国民会議 〕	インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図る等、先進・優良事例の横展開を図るとともに、10の地方フォーラムでの活動内容の充実を図る。また、会員の発意により取扱うテーマの拡大を図るなど、より会員のニーズを踏まえた会議内容の充実及び会議の自律的活動の実現を目指す。《国土交通省》	インフラメンテナンス国民会議の内容の充実を図り、先進・優良事例の横展開等を推進する。	引き続き、インフラメンテナンス国民会議の内容の充実を図り、先進・優良事例の横展開等を推進する。	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	7 インフラ維持管理・更新費見通しの公表 長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。					
	〔 総合管理計画 〕	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しの「見える化」を推進（改訂に当たっての留意点等に沿って改訂・公表した団体分から順次実施）《総務省》	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用し、「見える化」を推進する。	引き続き、公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用し、「見える化」を推進する。		
	〔 学校施設 〕	公表済（2012年度） 手引きや解説書を用いた講習会を通じて、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。《文部科学省》	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 社会教育施設、文化施設 〕	「社会教育統計」等により、社会教育・文化施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費に関する情報を公表し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
〔 スポーツ施設 〕	「体育・スポーツ施設現況調査」により、スポーツ施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費を公表するとともに、ガイドラインを活用して、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔 水道 〕	水道全体の効率化の効果を含めた維持管理・更新費の見通しを公表するとともに、アセットマネジメントの手引きを改定し、長寿命化等による効率化効果の算定方法を提示することで、地方公共団体による公表について支援する。《厚生労働省》	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 福祉施設 〕	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
	〔 医療施設 〕	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
	〔 農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《農林水産省》	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方公共団体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
	〔 道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、2018年11月30日に公表した。また、維持管理・更新費の見通しの標準的な算定方法等を示し、地方公共団体による公表を支援する。《国土交通省》	地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
〔 一般廃棄物処理施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方自治体による公表を支援する。《環境省》	地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援 「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が実効的な計画策定を支援する。	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するにあたってのベンチマークをガイドラインで示すなど、地方自治体へ支援を実施する。また、個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行うとともに、集約化・複合化等による成果事例の収集・周知を行う。《関係省庁》 ※策定率の低い分野（2018年度末時点の策定率が30%未満）における具体的支援策は下記のとおり。	総合管理計画の見直し・充実、2020年度末までの個別施設計画策定、計画の実行に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。また、関係省庁の地方自治体への支援状況（ベンチマークをガイドラインで示すなど）のフォローアップを行う。	2021年度末までの総合管理計画の見直し・充実、計画の実行に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 全体計画 〕	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に係る解説書を周知するとともに、公立学校施設整備費について、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する。 《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔 学校施設 〕	個別施設計画の策定状況を把握し、地方公共団体に策定を促すよう周知する。 《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔 社会教育・文化施設 〕					

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔スポーツ施設〕	スポーツ施設のストック適正化ガイドラインを周知するとともに、学校施設環境改善交付金（社会体育施設整備事業）について、個別施設計画の策定状況等を総合的に考慮し事業採択する。 個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画を策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる。《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔福祉施設〕	個別施設計画未策定の地方自治体に向け、計画策定のため、参考事例を周知する。《厚生労働省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔医療施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔地すべり防止施設〕	・個別施設計画策定に対して農村地域防災減災事業で支援。 ・未策定地区のある道府県に対し、2017年に作成した手引きを活用して効率的・効果的に計画を策定した事例を紹介。 ・特に進捗の遅い県に対して直接指導を行う。《農林水産省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔漁業集落環境施設〕	先進事例・優良事例の充実などによるガイドラインの改正等を行うとともに、個別施設計画未策定の地方自治体に対し、ガイドラインの説明会等を行う。《農林水産省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開 「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。 「個別施設計画」について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。	総合管理計画の主たる記載内容等の一覧表において、公営企業施設について全ての施設類型（上下水道、病院など）ごとに記載する、将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表する。財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表する、など「見える化」を推進《総務省》	「見える化」された情報を参考に、地方公共団体における総合管理計画の見直し・充実を推進するとともに、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、「見える化」された情報を参考に、地方公共団体における総合管理計画の見直し・充実を引き続き推進するとともに、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[総合管理計画]	・学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催することにより、各自治体における長寿命化計画の策定を推進する。 ・社会教育施設の複合化・集約化に関する事例を研修会等で周知する。 ・スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業を実施し、その成果等を公表する。《文部科学省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	[学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設]	個別施設計画について計画策定状況等を公表し、横展開を図るため、先進・優良事例をとりまとめる。《厚生労働省》	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	[水道]					

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔福祉施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、参考事例を周知する。《厚生労働省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔医療施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	〔農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《農林水産省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	〔道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例をとりまとめた事例集を作成し、横展開する。《国土交通省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>〔 一般廃棄物処理施設 〕</p> <p>〔 総合管理計画・個別施設計画の策定状況 〕</p>	<p>地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《環境省》</p> <p>地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表を公表する。《内閣官房、関係省庁》</p>	<p>個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。</p> <p>総合管理計画・個別施設計画の策定状況についての一覧表を更新する。</p>	<p>引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。</p> <p>引き続き、総合管理計画・個別施設計画の策定状況についての一覧表を更新する。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

PPP/PFIの推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプランに基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。これらにより、2013年度～2022年度の10年間でPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
PPP/PFIの推進	10 PPP/PFI推進アクションプランの推進 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。					
	〔 PPP/PFI推進アクションプラン 〕	施策の進捗状況（導入件数・事業規模）や導入により見込まれる歳出削減効果等についてフォローアップ（集計・公表）を行うとともに、アクションプラン前期5年のレビューの結果等を踏まえ、更なる推進に向けたアクションプラン改定を行う。《内閣府、関係省庁》	施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、更なる推進を図る。	引き続き、施策の進捗状況等のフォローアップを行うなど、PPP/PFIの活用を推進する。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 水道 〕	新たな許可制度の運用について官民連携推進協議会等の場において周知するなど、改正水道法の趣旨を踏まえた取組を推進する。《厚生労働省》	四半期ごとに取組状況のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討を行い、水道におけるPPP/PFIの活用を推進する。	引き続き、施策の進捗状況等のフォローアップを行うなど、PPP/PFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	
〔 下水道 〕	PPP/PFI推進アクションプランの数値目標である6件について、フォローアップを続け、実施方針の策定完了を目指す。《国土交通省》	四半期ごとに取組状況のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討し、下水道におけるPPP/PFIの活用を推進する。	引き続き、施策の進捗状況等のフォローアップを行うなど、PPP/PFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
P P P / P F I の 推 進	<p>〔 空港 〕</p> <p>〔 交付金事業・補助金事業 〕</p>	<p>北海道における7空港でのコンセッションの導入について、イコールフットイングの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。《国土交通省》</p> <p>公営住宅、下水道、都市公園について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。《関係省庁》</p>	<p>地域活性化に資するため、PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。</p>	<p>引き続き、PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、引き続き一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>
	<p>11 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援を行う。</p>	<p>優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	<p>優先的検討規程の策定・運用の推進を通じ、PPP/PFIの推進を図る。</p>	<p>引き続き、優先的検討規程の策定・運用の推進を通じ、PPP/PFIの推進を図る。</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体</p>	<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
P P P / P F I の 推 進	12 PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援 地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。					
	〔 地域プラットフォーム 〕	具体的なPPP/PFI案件形成を促進するため、地域PFの全国への普及を促進する。その際、人口規模が小さい地方公共団体においても案件形成がなされるよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域PFへの参画を促す。あわせて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》	地域プラットフォームの全国への普及促進を通じ、PPP/PFIの推進を図るとともに、専門家の派遣や人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。	引き続き、地域プラットフォームの全国への普及促進を通じ、PPP/PFIの推進を図るとともに、専門家の派遣や人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 ワンストップ窓口 〕	改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により、地方公共団体への相談支援体制を強化する。《内閣府、関係省庁》	相談内容を分析し、現状課題の把握を通じて、更なる推進を図る。	必要に応じた助言等を通じ、事業の適正かつ確実な実施を図ることを通じて、更なる推進を図る。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	
	〔 人口20万人未満の地方公共団体への対応 〕	市町村長への直接的な働きかけ等を行うとともに、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、導入可能性調査の簡素化等を含めた柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。《内閣府、関係省庁》	検討結果を踏まえ、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を策定する。	柔軟性・実効性のある検討・導入手法の周知及び運用支援を行う。		
〔 キャッシュフローを生み出しにくいインフラ 〕	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP/PFIを導入している海外事例の調査を行う。《内閣府、関係省庁》	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP/PFIの導入可能性について検討を行う。	導入に関する検討及び検討結果を踏まえた必要な措置を講じる。			

人口減少時代に対応したまちづくり

人口減少時代に対応したまちづくりを促進するため、立地適正化計画及び地域交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進めるとともに、所有者不明土地対策等を推進する。これらにより、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>13 スマートシティの推進 人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。</p> <p>〔 スマートシティ 〕</p> <p>〔 データプラットフォーム【再掲】(⇒2) 〕</p>	<p>デジタル・トランスフォーメーションやICT等の新技術を活用して都市・地域の課題解決と全体最適化を図るスマートシティを推進するため、都市・地域全体を分野横断的に最適化するソリューションシステム等を実装するモデル事業を、関係機関、自治体、民間事業者と連携して実施する。《国土交通省》</p> <p>社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》【再掲】(⇒2)</p>	<p>スマートシティに係る取組を推進する。</p> <p>試行したインフラデータプラットフォームをアセットマネジメントや施工管理の高度化等に活用する。【再掲】(⇒2)</p>	<p>引き続き、スマートシティに係る取組を推進する。</p> <p>気象・防災データや交通・物流データ等の様々なデータと連携し、AI等の活用に施工や維持管理の高度化、民間や自治体のデータとの連携による都市や地域の課題解決への活用を目指す。【再掲】(⇒2)</p>	<p>—</p> <p>○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。【再掲】(⇒2)</p>	<p>—</p> <p>○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]【再掲】(⇒2)</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	14 立地適正化計画の作成・実施の促進 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。オープンデータ化等による都市計画に関するデータの利用環境の充実、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置等により市町村の計画作成を支援する。 ・さらに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。 ・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。 	K P I の目標が達成されるよう、左記の取組を推進するとともに、2020年末時点におけるK P I の達成状況を踏まえて新たなK P I の目標値等について検討する。	新たなK P I の目標の達成に向け、引き続きコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進する。	○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村	○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3
	(計画に対する予算措置等による支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携など、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。 ・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。 <p>2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、前年度に行った個別の働きかけを踏まえ、積極的に相談に応じるなど、個々の自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>				

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>〔モデル都市の形成・横展開〕</p> <p>〔都市計画に関するデータの利用環境の充実〕</p> <p>〔効果的な評価指標の啓発〕</p> <p>〔スマート・プランニングの推進〕</p>	<p>・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>・2018年度に作成するオープンデータ化のガイドラインについて周知を図るなど、都市計画基礎調査情報の利用・提供を促進。</p> <p>・都市に関する情報を市町村ごとにカルテ形式でまとめた「都市モニタリングシート」について都市間比較等における活用促進を図る。</p> <p>・健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用を推進する。</p> <p>・人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。</p> <p>・土木学会のもとに設置された「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図る。</p> <p>〈国土交通省〉 〈コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）〉</p>	<p>K P Iの目標が達成されるよう、左記の取組を推進するとともに、2020年末時点におけるK P Iの達成状況を踏まえて新たなK P Iの目標値等について検討する。</p>	<p>新たなK P Iの目標の達成に向け、引き続きコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進する。</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	15 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。	運輸局等による地域公共交通網形成計画策定の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催するなど、必要な支援策を講じる。《国土交通省》	先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を見直す。	2020年度末におけるK P Iの達成状況を踏まえて新たなK P Iの目標値等について検討するとともに、新たな交通政策基本計画に基づき、適切な取組を行う。	○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件	○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ※地域交通フォーローアップ・イノベーション検討会の結論を踏まえ適宜修正
	16 都市計画道路の見直し 都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。	2017年度及び2018年度に策定した「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》	K P Iの目標が達成されるよう、左記の取組を推進する。	目標年次の中間年次として、K P Iの達成状況をフォーローアップし目標値等について検討する。	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%	○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	17 既存ストックの有効活用 空き家・空き地の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。 (先進的取組や活用・除却への支援)	空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。 空き地モデル調査を実施する。 不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業に関する制度的対応及びモデル事業等による活用促進を行う。 地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を実施する。 地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を実施する。 市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を実施する。 2018年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 ≪国土交通省≫	引き続き、空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。 空き地に関する優良な取組の事例調査を実施する。 クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の普及啓発を行う。 取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。 取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。 市町村や民間事業者等へ支援を実施する。 K P I の目標が達成されるよう、左記の取組を推進する。	引き続き、空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。 引き続き、空き地に関する優良な取組を横展開する。 引き続き、クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の普及啓発を行う。 引き続き、取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。 引き続き、取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。 市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組を横展開する。 目標年次の中間年次として、K P I の達成状況をフォローアップし目標値等について検討する。	○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2017年から2022年までの間に約500億円 ○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割 ○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件	○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。 ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>〔情報の充実等〕</p> <p>〔未利用資産等の活用促進〕</p>	<p>宅建業者が地図上でハザード情報等を一元的に確認できる不動産総合データベースの本格運用を開始するとともに、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実の検討を行う。</p> <p>消費者の建物状況調査（インスペクション）に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことを通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。</p> <p>〈国土交通省〉</p> <p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。〈財務省〉</p> <p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。〈総務省〉</p> <p>総務省HPにおいて、各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。〈総務省〉</p> <p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。〈関係省庁〉</p>	<p>官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p> <p>売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、公有地の有効活用を推進する。</p> <p>引き続き、最新の情報を発信する。</p> <p>取組状況を踏まえ、公有財産の有効活用を推進する。</p>	<p>引き続き、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p> <p>引き続き、売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、公有地の有効活用を推進する。</p> <p>引き続き、最新の情報を発信する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、公有財産の有効活用を推進する。</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件</p> <p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p> <p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p> <p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>〔 地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検 〕</p>	<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務局で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う。〈財務省、総務省〉</p>	<p>取組状況を踏まえ、国公有財産の最適利用を推進する。</p> <p>国公有財産の最適利用についてフォローアップを実施する。</p>	<p>引き続き、取組状況を踏まえ、国公有財産の最適利用を推進する。</p> <p>引き続き、国公有財産の最適利用についてフォローアップを実施する。</p>	<p>〇市区町村等との間で設置した協議会の数：増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>〇国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
	<p>18 所有者不明土地の有効活用</p> <p>所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。</p> <p>〔 相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等 〕</p> <p>〔 長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消 〕</p> <p>〔 遺言書保管制度の円滑な導入 〕</p>	<p>相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握するための仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討するとともに、2018年1月に策定した「所有者不明私道への対応ガイドライン」について周知・広報する。〈法務省〉</p> <p>長期相続登記等未了土地の解消を図る。また、変則的な登記がされている土地の解消を図るため、2019年通常国会へ法案を提出し、法案成立後、解消方策の実施を開始する。〈法務省〉</p> <p>法務局における遺言書の保管等に関する法律関係の政省令の検討・制定を行う。〈法務省〉</p>	<p>2020年末までに必要な制度改正を実施する。</p> <p>長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策を実施する。</p> <p>遺言書保管制度を2020年7月までに運用開始する。</p>	<p>新たな仕組みに基づく所有者情報の把握を推進する。</p> <p>相続等を登記に反映させる仕組み等に関する2020年末までの制度改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討する。</p> <p>遺言書保管制度の普及促進を図る。</p>	<p>〇市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p> <p>〇市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	<p>〇長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>〇変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行 土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策</p> <p>所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置</p> <p>所有者不明農地・森林に関する新たなスキーム等</p>	<p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（2019年6月1日完全施行）の円滑な施行に向け、ガイドラインの整備等を行う。また、土地の管理や利用に関し関係者に求められる役割や、その担保方策に関して、2018年度中に提示予定の具体的方向性を踏まえて検討する。《国土交通省》</p>	<p>2020年をめぐりに土地基本法等の見直しを行う。</p>	<p>改正土地基本法等の内容について周知を図る。</p>	<p>第1階層</p> <p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p> <p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>○新たな制度の下で林地の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割</p>	<p>第2階層</p> <p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p> <p>○全農地面積に占める担い手の活用面積のシェア：2023年度末までに8割</p> <p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>
		<p>所有者不明土地を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置</p>	<p>第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、これに基づき地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p>	<p>第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p>		
		<p>所有者不明農地等について、共有農地の管理者の判断で農地中間管理機構に利用権を設定できる制度の運用を本格化するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（改正農業経営基盤強化促進法は2018年11月16日施行）《農林水産省》</p>	<p>優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進する。</p>	<p>引き続き、優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進する。</p>		
		<p>所有者不明の森林について、より簡素な手続きで市町村に森林管理を集約できる制度の運用を開始するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（森林経営管理法は2019年4月1日施行）《農林水産省》</p>	<p>優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、市町村による森林の経営・管理の集積・集約化を推進する。</p>	<p>引き続き、優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、市町村による森林の経営・管理の集積・集約化を推進する。</p>		
		<p>林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により重点課題として支援する。《農林水産省》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>	<p>引き続き、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>		

4. 地方行財政改革・分野横断的な取組

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>【再掲】（⇒22）</p> <p>2. 公営企業の抜本的な改革等の推進</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】 ※ 2018年以内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定</p>	<p>3. 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○水道 広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○下水道 広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】</p>	<p>5. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p>
	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定・公表率 【2018年度までに100%】</p>	<p>6. 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進</p>
	<p>—</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>	<p>7. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p>	<p>8. 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握</p>
	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>9. 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p>
	<p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数</p>	<p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】</p>	<p>10. 統一的な基準による地方公会計</p>
	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>11. 地方財政の全面的な「見える化」</p>
	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合 【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合 【100%】</p>	<p>12. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化</p>
	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数 【増加】</p>	<p>13. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	—	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】	14. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討
	○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】	15. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等
	—	—	16. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討
	○法定外税や超過課税による税收	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	17. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）
	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税收額の都道府県間格差（最大／最小）	—	18. 税源の偏在性が小さく、税收が安定的な地方税体系の構築

地方行財政改革・分野横断的な取組 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p>【指標】 ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】</p>	<p>19. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p>
	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】</p>	<p>20. 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>
	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したKPIの達成 （事前に設定したKPIを達成した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等）</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるKPIの設定 （KPIを設定した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数 （「先駆タイプ」で採択された事業数）</p>	<p>21. 地方創生推進交付金の効果向上</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p> <p>○A I・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○A I・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】</p>	<p>2.2. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>2.3. ICTやA I等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p> <p>○自治体C I O 育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度 2回（10日間）、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>24. 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成</p> <p>25. 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p> <p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※ 営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p> <p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>26. 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負軽減</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数【2019年以降に2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数【2019年度以降に計1億件】</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口【2019年度末に実施団体の人口1億人】</p> <p>○子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】</p>	<p>27. マイナンバー制度の利活用の促進等</p>

4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤の構築を進めるため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や補助金の自由度を高める取組等を進める一方、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。また、見える化、先進・優良事例の横展開に取り組む。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
1	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映【再掲】（⇒22）</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及 団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>
持続可能な地方行財政基盤の構築						

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p>	<p>引き続き標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進するとともに、働きかけを実施した地方公共団体をフォローアップ</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数</p> <p>モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果</p> <p>※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>
		<p>【トップランナー方式等】</p> <p>歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進（ホームページに公表）</p> <p>≪総務省≫</p>	<p>導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>前年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進</p> <p>＜トップランナー方式の導入がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き導入を検討＞</p> <p>段階的に反映</p> <p>周知を推進</p>	<p>引き続き、導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>引き続き、周知を推進</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進 公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びP D C A等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。	経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加えた更なる公表分野の拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、2018年度までに追加した指標を含め必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覽して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 《総務省》	経営戦略の策定等を通じ、引き続き、引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す	引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す	○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】 ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進 下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。	2019年度までの間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村における重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進 2018年内に策定する予定の新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業を中心に、公営企業会計の適用を一層推進 （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について検討） 《総務省》	公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進	引き続き、公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進	○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】 ※2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
4	<p>水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p> <p>水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。</p>	<p>【水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>都道府県を中心とした広域化の取組の推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>【下水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促進し、本計画に基づく広域化の取組を推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>《総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省》</p>	<p>具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討</p>	<p>引き続き、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

持続可能な地方財政基盤の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進 公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。	新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進 経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに、各取組の成果を検証 《総務省》	引き続き、新公立病院改革プランの取組を推進するとともに、経営改革進捗状況を定量的に把握し、各取組の成果を検証	検証結果に基づき必要な取組を検討	○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	6 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進 第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。	財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方公共団体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進 《総務省》	各地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進	引き続き、各地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進	○経営健全化のための方針の策定・公表率 【2018年度までに100%】	○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）
	7 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化 地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む 《総務省》	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む	引き続き、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行財政基盤の構築	8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握	地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。	地方単独事業（ソフト）について、2018年度の委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、法令との関係を含めて「見える化」を推進 《総務省》	委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、「見える化」を推進	引き続き、委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、「見える化」を推進	○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。	2018年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を更に促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す 《総務省》	2019年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新	2020年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新	○統一的な様式で公表した地方公共団体数	○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	10 統一的な基準による地方公会計	統一的な基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」を推進するとともに、資産管理向上に活用している取組事例の共有に取り組む（特に、基金の現状、固定資産台帳や公営企業・第三セクター等への出資金明細等の整備など、比較可能な形で、情報公開の徹底・拡充を促進） 《総務省》	比較可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」の推進及び取組事例の共有に取り組む	引き続き、比較可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」の推進及び取組事例の共有に取り組む	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】	○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	11 地方財政の全面的な「見える化」	<p>住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進</p> <p>ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施</p> <p>予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進</p> <p>政令指定都市以外の市について、公表手法を検討し、「見える化」に取り組む</p> <p>基準財政需要額の内訳等を公開して経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進</p> <p>《総務省》</p>	<p>取組状況を踏まえ、「見える化」の促進について更に検討</p>	<p>引き続き、取組状況を踏まえ、「見える化」の促進について更に検討</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>
	12 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースにおいて公表</p> <p>《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>「見える化」が進んでいる事例を収集し、データベースの充実を図る</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	13 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース	<p>同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。</p> <p>「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の安定的な運用・保守、データの更新・整備、更なる利活用促進のための機能の改良・拡充を行うとともに、集録されたデータを用いた、類似団体間の比較等を行い、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」等において結果を公表</p> <p>《内閣府》</p>	<p>2019年度における改良・拡充による利活用の状況等を踏まえ、さらなる利便性向上に向けた改善を検討</p>	<p>2020年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講ずる</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数 【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>
	14 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討	<p>長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、作成・公表を進める（各取組については、社会資本整備等の取組事項7に記載）</p> <p>上記及び社会保障の将来見通しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討</p> <p>《関係府省》</p>	<p>引き続き、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討</p>	<p>引き続き、関係府省が連携し、必要な対応策を検討するとともに、基盤強化期間後の取組に資するよう課題等を整理</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行財政基盤の構築	15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等	<p>行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。</p>	<p>連携中枢都市圏の形成等に意欲を持つ団体に対し、個別に支援を実施。これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証 また、既に圏域を形成している団体についても、戦略的に圏域内の都市機能等を確保する取組等について支援を実施。その取組事例（サービスの維持向上・効率化などの成果等）に関する情報提供等による各圏域における取組の深化を促進 「連携中枢都市圏ビジョン」及び「定住自立圏共生ビジョン」における各圏域の特性を踏まえた成果指標（K P I）の設定を促進するとともに、指標の設定状況・達成状況を総務省において把握し、一元的に評価し公表</p> <p>《総務省》</p>	<p>検証結果を踏まえ、必要な措置を検討し実施。また、取組事例の横展開について、より効果的な方法を検討</p>	<p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>
	16 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討	<p>基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p>	—	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行政財政基盤の構築	17 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）	地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援 《総務省》	課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供	課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	○法定外税や超過課税による税収
	18 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築	地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。	地域間の税源の偏在の是正については、平成30年度(2018年度)与党税制改正大綱等に沿って、平成31年度税制改正において結論を得た上で、具体的な措置を講じる 《総務省》	—	—	—	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税収額の都道府県間格差（最大／最小）

4-2 個性と活力ある地域経済の再生

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、地方創生を推進するため、まち・ひと・しごと創生事業費について、頑張る地方の取組を支援する観点から、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとともに、地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。これらのほか、各種関連施策により、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等）の達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>19 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。</p> <p>頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める。</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、2017年度から3年間で段階的に、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフト</p> <p>《総務省》</p>	<p>「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを旨とし、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、更なる見直しを検討</p>	<p>左記の検討状況も踏まえ、必要な措置</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>20 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>	<p>地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開</p> <p>全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実</p> <p>法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進</p> <p>地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の更なる向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】</p>	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>21 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。</p>	<p>効果的な事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択 <p>地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施 <p>先駆的な取組の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進 <p>必要予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度予算において、所要額を計上 <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>前年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施</p>	<p>前年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 (K P Iを設定した事業数/交付金対象事業数)</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数 (「先駆タイプ」で採択された事業数)</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 (事前に設定したK P Iを達成した事業数/交付金対象事業数)</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 (経済波及効果等)</p>

4-3 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けて、IT化と業務改革（その横展開を含む）を進めるため、マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示、先進的な業務改革の取組の横展開、自治体行政の様々な分野でのICTやAI等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減など、国・地方での業務のデジタル化・標準化を推進する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>22 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及 団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p> <p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進（ホームページに公表）</p> <p>《総務省》</p>	<p>引き続き標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進するとともに、働きかけを実施した地方公共団体をフォローアップ</p> <p>導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>前年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進 ＜トップランナー方式の導入がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き導入を検討＞</p> <p>段階的に反映</p> <p>周知を推進</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す</p> <p>引き続き、導入済みの業務について、段階的に反映</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	23 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める 自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。	自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を創設・実施 AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAI導入について開発実証を行い、導入に当たっての標準仕様書及び手順のとりまとめを行うとともに、効果が実証された行政分野におけるRPA等導入のために補助する「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を実施 《総務省》	「自治体行政スマートプロジェクト」を引き続き実施 「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を引き続き実施	「自治体行政スマートプロジェクト」を引き続き実施 「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」の成果を踏まえ、引き続き自治体へのAI・RPA導入を推進	OA I・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数【2020年度末までに300団体】	OA I・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表

取組事項		実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	24 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成	<p>自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p>	<p>助言通知（平成29年11月9日通知）に基づき市区町村が策定した今後のクラウド導入等計画の進捗を把握するとともに、必要に応じて地方公共団体の取組を支援し、クラウド未導入である要因を整理・分析</p>	<p>その後の計画の進捗状況を踏まえて、更なる取組を支援するとともに、未導入の要因の整理・分析を行った上で、クラウド導入の更なる横展開を図る</p>	<p>その後の計画の進捗状況を踏まえて、更なる取組を支援するとともに、未導入の要因の整理・分析を行った上で、クラウド導入の更なる横展開を図る</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率化システム調達等）を把握</p>
			<p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表</p> <p>※情報システム運用コストについては継続的に把握する必要がある</p>	<p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表</p>	<p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I Oの育成(※)や、地域でのオープンデータの利活用を推進する職員の養成によって、I T人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※「自治体C I O育成研修」として、地方公共団体職員向け研修を実施し、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などを推進</p> <p>テキスト・カリキュラム(全体最適化、運営管理)の改訂を実施</p>	<p>自治体C I Oの育成(※)によって、I T人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※現行のテキスト・カリキュラムから前年度に改訂した部分(全体最適化、運営管理)を差し替えて、「自治体C I O育成研修」を実施</p> <p>テキスト・カリキュラム(I Tガバナンス、I T投資評価)の改訂を実施</p> <p>地域でオープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修の実施</p>	<p>自治体C I Oの育成(※)によって、I T人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※現行のテキスト・カリキュラムから前年度に改訂した部分(I Tガバナンス、I T投資評価)を差し替えて、「自治体C I O育成研修」を実施</p> <p>テキスト・カリキュラム(オープンデータ利活用、A I・R P A追加等)の改訂を実施</p>	<p>○自治体C I O育成研修の実施回数、受講生数【目標：2019年度2回(10日間)、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数【目標：2019年度末までに約500団体】</p>	<p>○生活に身近な分野でのI o Tを活用した取組を創出した地方公共団体数【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I O・C I O補佐官に外部人材を任用した場合の有用性等の調査を実施し、方針を検討</p> <p>《総務省、内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室》</p>	<p>外部人材任用の方針を踏まえた取組を実施</p>	<p>外部人材任用の方針を踏まえた取組を実施</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>
25	<p>自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。（再掲）</p>	<p>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>26 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化</p> <p>行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。</p>	<p>2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するため、各省の簡素化計画を点検（年間3億3千万時間（8千億円）の行政手続コストのうち、7千万時間（2千億円）の削減が実現する見通し（削減率22%））。今後とも、定期的の実績を評価し、対策の強化を要請。また、地方自治体に対しても行政手続コストの削減を要請するとともに、簡素化・オンライン化に積極的な地方自治体を応援</p> <p>地方自治体の区域を越えて広域的に活動する事業者にとって負担となっている、自治体間での手続上の書式・様式の違いについて、地方自治体と協議しつつ、書式・様式ごとに、各府省において統一・電子化などの改善方策を検討し、必要な措置を実施</p>	<p>行政手続コストの削減へ向け、簡素化計画に記載された取組のうち、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き実施</p> <p>自治体間での書式・様式の見直しにつき、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き措置</p>	<p>行政手続コストの削減へ向け、簡素化計画に記載された取組のうち、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き実施</p> <p>自治体間での書式・様式の見直しにつき、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き措置</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率）※営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>商業法人登記情報の連携開始に向けた各府省との調整を実施</p> <p>上記のほか、各種添付書類の省略に向けた検討</p> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画等に基づく各種支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p> <p>《内閣府、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》</p>	<p>商業法人登記情報の連携開始</p> <p>引き続き、各種添付書類の省略に向けた検討</p> <p>引き続き、左記の支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p>	<p>登記事項証明書（商業法人）の提出の省略に向け、所要の措置を講じる</p> <p>引き続き、各種添付書類の省略に向けた検討</p> <p>引き続き、左記の支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p>	<p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>27 マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。</p>	<p>戸籍事務等への番号利用事務の拡充等を含む改正マイナンバー法案を提出</p> <p>ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p> <p>《内閣官房番号制度推進室、総務省》</p>	<p>改正法に対応した準備・順次施行</p> <p>引き続き、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p>	<p>改正法に対応した準備・順次施行</p> <p>引き続き、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数 【2019年以降に2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数 【2019年度以降に計1億件】</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口 【2019年度末に実施団体の人口1億人】</p> <p>○子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況 【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負荷軽減</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数 【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p>